

戦略的地震防災対策指針 体系図

京都府戦略的地震防災対策指針見直しの前提について

1 戦略指針策定後の国、府の動き等

① 東日本大震災の発生（H23.3）

② 国の政策等

- ・災害対策基本法の改正（H24.6、H25.6）や防災基本計画の修正（H23.12、H24.9、H26.1）
- ・南海トラフ地震被害想定の発表（H24.8、H25.3）
- ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画の決定（H26.3）（東海地震及び東南海・南海地震の地震防災戦略の廃止）
- ・国土強靱化基本法の施行（H25.12）（国土強靱化基本計画、国土強靱化アクションプラン 2014 の策定）
- ・津波防災地域づくりに関する法律の施行（H23.12）
- ・日本海側における津波高に係る調査結果の公表（H26.8）

③ 府の取組

- ・災害対策基本法改正等を踏まえた地域防災計画の修正（H24.3、H26.6 他）
- ・南海トラフ地震に係る市町村別被害想定を発表（H26.5）
- ・南海トラフ地震防災対策推進計画の策定（H26.6）
- ・「災害からの安全な京都づくり条例（仮称）」検討会議の発足（H26.8）

2 地震防災に係る新たな視点

① まちづくりの段階から府民との情報共有を図ること

災害時の被害予測情報を充実させ、府民と情報を共有するとともに、まちづくりの段階から地域の住民と連携し、地域全体で防災力の向上を図るという「災害からの安全な京都づくり条例（仮称）」策定趣旨を反映

② アセットマネジメントの考え方を導入すること

公共施設の防災対策にあたって、アセットマネジメントの視点を追加

③ 南海トラフ地震の被害想定を踏まえた対策を盛り込むこと

広域災害への対応や液状化を踏まえた新たな地震対策の視点を追加

④ 国の計画の数値目標等を盛り込むこと

国の計画に盛り込まれた地震防災対策及び数値目標等を反映

⑤ 社会構造の変化を踏まえた対策を盛り込むこと

人口減少や少子高齢化など、社会構造の変化に対応するための視点を追加

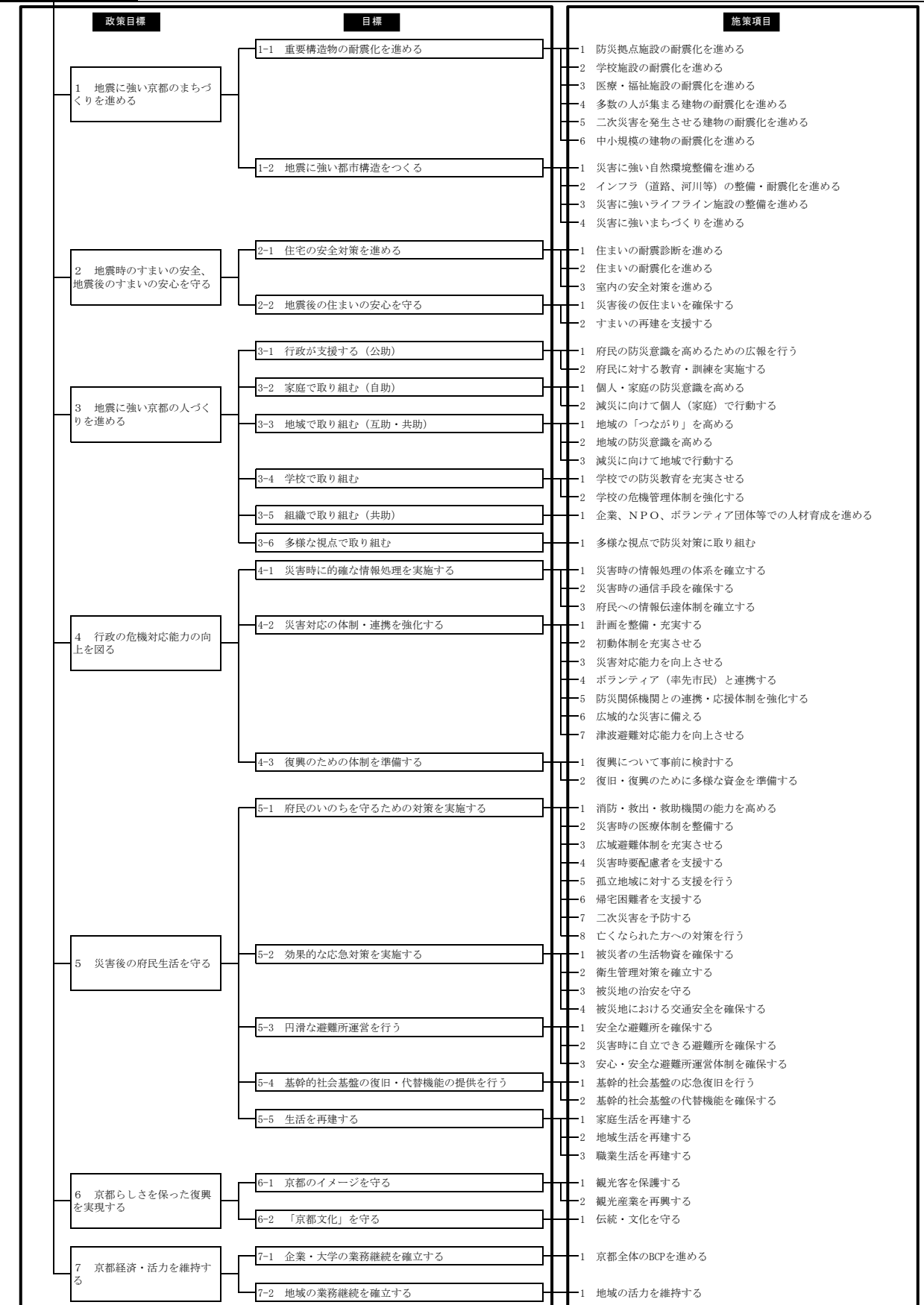
⑥ 情報通信技術（ICT）の活用を図ること

進んだ情報通信技術を災害の情報収集や情報共有に活用

⑦ 危機管理の標準化への対応の視点を盛り込むこと

新たに発行された危機対応の国際規格や日本工業規格を踏まえた対応

基本理念	地震等の大災害から府民の生命・身体・財産を守り、安心・安全、希望の京都を実現する
減災目標	今後10年間で、東南海・南海地震の被害を可能な限り抑止するとともに、直下型地震の被害を半減する
3つの柱	1 府民の生命と生活をまもる 2 京都らしさをまもる 3 地域力を高める



庁内会議①

庁内会議②